

7 医療について

(1) 重度心身障害児・者医療費（福祉医療）の助成

県内にお住まいで、国民健康保険等の医療保険に加入しており、障害の程度が次に該当する重度心身障害のある人は、医療費にかかる保険給付（国民健康保険・健康保険等）の自己負担分について、市町村が助成を行います。

ただし、65歳以上で平成15年10月1日以後、新たに重度障害者の認定を受けた人は、対象となりません。（市町村民税非課税世帯の人を除く）

●対象者

- ・身体障害者手帳 1級または2級の人
- ・療育手帳 A1（最重度）またはA2（重度）の人
- ・身体障害者手帳3級または4級を所持し、療育手帳B1（中度）の知的障害と認定された18歳未満の合併障害の人

●制度の利用方法

- ① お住まいの市町村役場で、受給者証の交付を受けてください。（身体障害者手帳または療育手帳、健康保険証、印鑑、マイナンバーの確認ができる書類が必要です。）
- ② 医療機関で受診する際に、健康保険証と受給者証を窓口に提示してください。
 - （※1）入院時の食事療養費は助成の対象となりません。
 - （※2）国民健康保険等の医療保険に加入していない人は、この制度は適用されません。
 - （※3）市町村によって対象要件を広げている場合もあります。詳しくは各市町村役場にお問い合わせください。

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律による医療の給付（後期高齢者医療）

65歳以上75歳未満の方で一定以上の障害（下表参照）がある方は、申請により後期高齢者医療制度の被保険者となり、後期高齢者医療の給付の対象となります。

なお、申請はいつでも撤回することができ、撤回した後で再度申請することもできます。（75歳以上の人は、障害の有無に関わらず、後期高齢者医療制度の被保険者となります。）

●制度の利用方法

対象者となるには、お住まいの市町村で申請手続きを行ってください。

●65歳から対象となる障害程度

※高齢者の医療の確保に関する法律施行令の障害状況表に準じます。

障害区分	障害程度	障害区分	障害程度	障害区分	障害程度
視覚	3級以上	免疫機能	3級以上	肢体（体幹）	3級以上
聴覚	3級以上	内部	3級以上	知的	A1・A2
平衡機能	3級	肢体（上肢）	3級以上		
音声・言語機能	4級以上	肢体（下肢）	3級以上	精神	1・2級
そしゃく機能	3級		4級の一部		

(3) 更生医療の支給（自立支援医療）

身体障害者手帳の交付を受けた方が、日常生活や社会生活を容易にするため、障害を軽減したり、機能回復させたりするための医療を、指定医療機関（53・54ページ参照）で受けることができます。

●自己負担額

自己負担額は、原則として医療費の1割となりますが、世帯の所得水準等に応じて、ひと月当たりの負担上限額が設けられています。（52ページ参照）

※入院時の食事療養費及び生活療養費（いずれも標準負担額相当）については、原則自己負担となります。

問い合わせ先

市町村役場
（10ページ参照）

市町村役場
（10ページ参照）

・更生医療（18歳以上）
市町村役場
（10ページ参照）

7 医療について

問い合わせ先

●申請手続き

お住まいの市町村の障害福祉担当窓口で申請手続きを行ってください。

【添付書類】医師の意見書、「世帯」の医療保険証の写し、所得や収入の分かる書類等、マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類

※「世帯」の範囲は、同一の医療保険に加入している家族になります。以下同じ。

●対象となる医療例

障 害	原因疾病例	給付内容例	期間
視 覚	白内障	水晶体摘出術＋眼内レンズ挿入術	入院・通院合計 で概ね3か月
	網膜剥離	網膜剥離手術（光凝固術）	
	眼球摘出後の組織充填術や義眼包埋術		
聴 覚	感音性難聴	人工内耳埋め込み術	入院・通院合計 で概ね3か月
	外耳性難聴	外耳道形成術	
	慢性中耳炎	鼓室形成術	
そしゃく 言語機能	口蓋裂	歯科矯正形成術	1年
肢 体	<ul style="list-style-type: none"> ・変形性関節症 ・慢性関節リウマチ ・骨壊死性疾患 ・代謝性疾患に基づく骨関節の変化 ・外傷性の骨関節の変化 ・骨関節の感染症後の変化 	（まひに対して） 理学療法、作業療法、言語療法、装具療法	入院・通院合計で概ね3か月
		（関節拘縮・強直・変形） 関節固定手術、関節形成手術、骨切り術、人工関節置換術	
		（不良切断端） 義肢装着のための断端形成術、断端延長術	
小腸機能	小腸機能全廃	中心静脈栄養法	
心臓機能	心臓弁膜症	弁形成術、弁置換術	入院・通院合計で概ね3か月
	先天性心疾患	開心根治手術、欠損孔閉鎖術	
	洞不全症候群	ペースメーカー植え込み術	
	房室ブロック		
	心筋梗塞、狭心症	冠動脈大動脈バイパス移植術	
	心臓機能障害に対する心移植術後の抗免疫療法		
じん臓機能	慢性腎不全	腎移植術 人工透析、腹膜透析、腎移植後の抗免疫療法	1年
免疫機能	H I V 感染者	抗H I V療法、免疫調節療法	
肝臓機能	ウイルス性肝炎	肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法	

（４）育成医療の支給（自立支援医療）

県内にお住まいの18歳未満の方で、身体に障害があるか、そのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患の医療費を助成します。助成を受けられる医療機関は、全国の指定された医療機関です。（53・54ページ参照）

・育成医療（18歳未満）
市町村役場
（10ページ参照）

●自己負担額

自己負担額は、原則として医療費の1割となりますが、世帯の所得水準等に応じて、ひと月当たりの負担上限額が設けられています。（52ページ参照）

※入院時の食事療養費は、助成の対象になりません。

●申請手続き

対象児の被保険者の住所地の市町村で申請手続きを行ってください。

【添付書類】医師の意見書、「世帯」の医療保険証の写し、所得や収入の分かる書類等、マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類

7 医療について

(5) 精神通院医療の支給（自立支援医療）

精神疾患の治療のために医療機関に通院している人を対象に医療費を公費で負担します。

●対象者

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する人で、通院による精神治療を継続的に要する程度の病状にある人。

ただし、所得の高い一部の人は対象外となります。

●利用者負担

自己負担額は、原則として医療費の1割となりますが、世帯の所得水準等に応じて、ひと月当たりの負担上限額が設けられています。（52ページ参照）

●申請手続き等

申請書の提出先は、お住まいの市町村の精神保健福祉担当窓口になります。

【添付書類】診断書、医師の意見書（重度かつ継続に該当する場合）、「世帯」の医療保険証の写し、所得や収入の分かる書類等、マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類

認定されると、「自立支援医療受給者証（精神通院）」と「自己負担上限額管理票」が交付されますので医療機関や薬局等の窓口で提示していただくことになります。

受給者証の有効期限は1年間です。更新の申請は、有効期限の3か月前から提出することができます。また、有効期限内の更新申請時の診断書及び医師の意見書（重度かつ継続に該当する場合）の提出は、前回の申請時から病状の変化及び治療方針等の変更がなければ、2回に1回は省略ができます。

ただし、制度を利用するには、通院する医療機関や薬局等が、県の指定した指定自立支援医療機関（55～57ページ参照）となっている必要があります。

(6) 特定医療費（指定難病）の支給

平成27年1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病法」）が施行され、原因が不明で治療法が確立されていない、いわゆる難病のうち、厚生労働省が指定した「指定難病」にかかり、認定基準を満たした方を対象に医療費を公費で負担します。

●対象者

対象疾病に罹患しており、疾病ごとの助成対象となる基準を満たす方。

※認定基準を満たさない方の軽症高額認定

重症度分類を満たさないものの、指定難病にかかる月ごとの医療費総額が33,330円を超える月数が年間3月以上ある方も対象となります。

医療費申告の対象期間：申請のあった月以前の12月

●対象となる医療費・介護費

受給者証に記載されている疾病にかかるもののみ医療費助成が受けられます。

- ・医療（医療保険証（健康保険証）が使える医療）
- ・介護（医師の指示のもと実施する介護）

①訪問看護、②訪問リハビリテーション、③居宅療養管理指導、④介護療養施設サービス

⑤介護予防訪問看護、⑥介護予防訪問リハビリテーション、⑦介護予防居宅療養管理指導

※受給者証を使用できるのは、難病法に基づき医療機関が所在する都道府県が指定している

病院・診療所、保険薬局、訪問看護事業者です。

●自己負担額

保険診療の自己負担が3割の方は自己負担が2割になります（自己負担が2割以下の方はそのままの自己負担となります）。

さらに、受給者証に記載している月ごとの自己負担上限額を超えた額が助成されます。

入院時の食費及び生活療養費は助成の対象外です（特定疾患医療受給者証から更新となった方は、経過措置期間中の3年間（平成29年12月末まで）は食費の2分の1が助成されます）。

問い合わせ先

高知県障害保健福祉課
TEL：088-823-9669

精神保健福祉センター
TEL：088-821-4966

市町村役場
精神保健福祉申請窓口

高知県健康対策課
TEL：088-823-9678

福祉保健所
（9ページ参照）

高知市保健所健康増進課
TEL：088-803-8005

7 医療について

●申請手続き

福祉保健所（高知市の方は高知市保健所）で申請手続きを行ってください。

申請には、申請書・臨床調査個人票（新規用）・高額療養費照会用同意書・世帯全員の住民票・世帯調書・医療保険証（健康保険証）の写し・「所得世帯」の市町村民税額等を確認できる書類・マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類が必要です。

その他、該当する方のみ提出いただく書類もありますが、詳しくは健康対策課のホームページをご覧ください。提出先の福祉保健所にお問い合わせください。

なお、申請を受付けてから医療受給者証の交付まで2か月～2か月半程度かかります。

●難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病

1	球脊髄性筋萎縮症	39	中毒性表皮壊死症	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	115	遺伝性周期性四肢麻痺
2	筋萎縮性側索硬化症	40	高動脈炎	78	下垂体前葉機能低下症	116	アトピー性脊髄炎
3	脊髄性筋萎縮症	41	巨細胞性動脈炎	79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	117	脊髄空洞症
4	原発性側索硬化症	42	結節性多発動脈炎	80	甲状腺ホルモン不応症	118	脊髄髄膜瘤
5	進行性核上性麻痺	43	顕微鏡的多発血管炎	81	先天性副腎皮質酵素欠損症	119	アイザックス症候群
6	パーキンソン病	44	多発血管炎性肉芽腫症	82	先天性副腎低形成症	120	遺伝性ジストニア
7	大脳皮質基底核変性症	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	83	アジソン病	121	神経フェリチン症
8	ハンチントン病	46	悪性関節リウマチ	84	サルコイドーシス	122	脳表へモジドリン沈着症
9	神経有棘赤血球症	47	バージャー病	85	特発性間質性肺炎	123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
10	シャルコー・マリー・トゥース病	48	原発性抗リン脂質抗体症候群	86	肺動脈性肺高血圧症	124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
11	重症筋無力症	49	全身性エリテマトーデス	87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
12	先天性筋無力症候群	50	皮膚筋炎／多発性筋炎	88	慢性血栓性肺高血圧症	126	ペリー症候群
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	51	全身性強皮症	89	リンパ脈管筋腫症	127	前頭側頭葉変性症
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多果性運動ニューロパチー	52	混合性結合組織病	90	網膜色素変性症	128	ピッカースタッフ脳幹脳炎
15	封入体筋炎	53	シェーグレン症候群	91	バッド・キアリ症候群	129	痙攣重積型（二相性）急性脳症
16	クローウ・深瀬症候群	54	成人ステル病	92	特発性門脈圧亢進症	130	先天性無痛無汗症
17	多系統萎縮症	55	再発性多発軟骨炎	93	原発性胆汁性肝硬変	131	アレキササンダー病
18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	56	ベーチェット病	94	原発性硬化性胆管炎	132	先天性核上性球麻痺
19	ライソゾーム病	57	特発性拡張型心筋症	95	自己免疫性肝炎	133	メビウス症候群
20	副腎白質ジストロフィー	58	肥大型心筋症	96	クローン病	134	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群
21	ミトコンドリア病	59	拘束型心筋症	97	潰瘍性大腸炎	135	アイカルディ症候群
22	もやもや病	60	再生不良性貧血	98	好酸球性消化管疾患	136	片側巨脳症
23	プリオン病	61	自己免疫性溶血性貧血	99	慢性特発性偽性腸閉塞症	137	限局性皮質異形成
24	亜急性硬化性全脳炎	62	発作性夜間へモグロビン尿症	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	138	神経細胞移動異常症
25	進行性多巣性白質脳症	63	特発性血小板減少性紫斑病	101	腸管神経節細胞僅少症	139	先天性大脳白質形成不全症
26	HTLV-1関連脊髄症	64	血栓性血小板減少性紫斑病	102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	140	ドラベ症候群
27	特発性基底核石灰化症	65	原発性免疫不全症候群	103	CFC症候群	141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
28	全身性アミロイドーシス	66	IgA 腎症	104	コステロ症候群	142	ミオクロニー欠作てんかん
29	ウルリッヒ病	67	多発性嚢胞腎	105	チャージ症候群	143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
30	遠位型ミオパチー	68	黄色靱帯骨化症	106	クリオピリン関連周期熱症候群	144	レノックス・ガストー症候群
31	ベスレムミオパチー	69	後縦靱帯骨化症	107	全身型若年性特発性関節炎	145	ウエスト症候群
32	自己食食空胞性ミオパチー	70	広範脊柱管狭窄症	108	TNF受容体関連周期性症候群	146	大田原症候群
33	シュワルツ・ヤンベル症候群	71	特発性大腿骨頭壊死症	109	非典型性溶血性尿毒症症候群	147	早期ミオクロニー脳症
34	神経線維腫症	72	下垂体性ADH分泌異常症	110	ブラウ症候群	148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
35	天疱瘡	73	下垂体性TSH分泌亢進症	111	先天性ミオパチー	149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
36	表皮水疱症	74	下垂体性PRL分泌亢進症	112	マリネスコ・シェーグレン症候群	150	環状20番染色体症候群
37	膿瘍性乾癬（汎発型）	75	クッシング病	113	筋ジストロフィー	151	ラスムッセン脳炎
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	152	PCDH19関連症候群

7 医療について

153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	192	コケイン症候群	231	α1-アンチトリプシン欠乏症	270	慢性再発性多発性骨髄炎
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	193	ブラダー・ウィリ症候群	232	カーニー複合	271	強直性脊椎炎
155	ランドウ・クレフナー症候群	194	ソトス症候群	233	ウォルフラム症候群	272	進行性骨化性線維異形成症
156	レット症候群	195	ヌーナン症候群	234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く）	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
157	スタージ・ウェーバー症候群	196	ヤング・シンプソン症候群	235	副甲状腺機能低下症	274	骨形成不全症
158	結節性硬化症	197	1p36欠失症候群	236	偽性副甲状腺機能低下症	275	タナトフォリック骨異形成症
159	色素性乾皮症	198	4p欠失症候群	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	276	軟骨無形成症
160	先天性魚鱗癬	199	5p欠失症候群	238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	277	リンパ管腫症/ゴーハム病
161	家族性良性慢性天疱瘡	200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	201	アンジェルマン症候群	240	フェニルケトン尿症	279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
163	特発性後天性全身性無汗症	202	スミス・マギニス症候群	241	高チロシン血症1型	280	巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
164	眼皮膚白皮症	203	22q11.2欠失症候群	242	高チロシン血症2型	281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
165	肥厚性皮膚骨膜炎	204	エマヌエル症候群	243	高チロシン血症3型	282	先天性赤血球形成異常性貧血
166	弾性線維性仮性黄色腫	205	脆弱X症候群関連疾患	244	メーブルシロップ尿症	283	後天性赤芽球病
167	マルファン症候群	206	脆弱X症候群	245	プロピオン酸血症	284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
168	エーラス・ダンロス症候群	207	総動脈幹遺残症	246	メチルマロン酸血症	285	ファンconi貧血
169	メンケス病	208	修正大血管転位症	247	イソ吉草酸血症	286	遺伝性鉄芽球性貧血
170	オクシタル・ホーン症候群	209	完全大血管転位症	248	グルコーストランスポーター1欠損症	287	エプスタイン症候群
171	ウィルソン病	210	単心室症	249	グルタル酸血症1型	288	自己免疫性出血病XIII
172	低ホスファターゼ症	211	左心低形成症候群	250	グルタル酸血症2型	289	クローンカイト・カナダ症候群
173	VATER症候群	212	三尖弁閉鎖症	251	タンジール病	290	非特異性多発性小腸潰瘍症
174	那須・ハコラ病	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	252	原発性高カリモイクロン血症	291	ヒルシュスブルグ病（全結腸型又は小腸型）
175	ウィーバー症候群	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	253	脳腫黄色腫症	292	総排泄腔外反症
176	コフィン・ローリー症候群	215	ファロー四徴症	254	無βリポタンパク血症	293	総排泄腔遺残
177	有馬症候群	216	両大血管右室起始症	255	脂肪萎縮症	294	先天性横隔膜ヘルニア
178	モワット・ウィルソン症候群	217	エプスタイン病	256	筋型糖原病	295	乳幼児肝巨大大血管腫
179	ウィリアムズ症候群	218	アルポート症候群	257	肝型糖原病	296	胆道閉鎖症
180	ATRX症候群	219	ギャロウェイ・モワット症候群	258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	297	アラジール症候群
181	クルーゾン症候群	220	急速進行性糸球体腎炎	259	レンチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	298	遺伝性睪炎
182	アペール症候群	221	抗糸球体基底膜腎炎	260	シトステロール血症	299	嚢胞性線維症
183	ファイファー症候群	222	一次性ネフローゼ症候群	261	タンジール病	300	I g G 4 関連疾患
184	アントレー・ピクスラー症候群	223	一次性慢性増殖性糸球体腎炎	262	原発性高カリモイクロン血症	301	黄斑ジストロフィー
185	コフィン・シリス症候群	224	紫斑病性腎炎	263	脳腫黄色腫症	302	レーベル遺伝性視神経症
186	ロスマンド・トムソン症候群	225	先天性腎性尿崩症	264	無βリポタンパク血症	303	アッシュャー症候群
187	歌舞伎症候群	226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	265	脂肪萎縮症	304	若年発症型両側性感音難聴
188	多脾症候群	227	オスラー病	266	家族性地中海熱	305	遅発性内リンパ水腫
189	無脾症候群	228	閉塞性細気管支炎	267	高I g D症候群	306	好酸球性副鼻腔炎
190	鰓耳腎症候群	229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	268	中條・西村症候群		
191	ウェルナー症候群	230	肺動脈低換気症候群	269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群		

●難病相談支援センター

JR高知駅の北側に「こうち難病相談支援センター」を設置し、難病の患者さんとそのご家族の療養上の悩みや不安等を相談する場所、交流できる場所として活動しています。

○相談支援：難病相談支援員（保健師等）やピアカウンセラー等による面談・電話・メールによる相談に応じています。また、県内各地での出張相談も行っています。

○交流会・医療学習会・ピアカウンセラー養成研修会等の開催：同じ病気を抱える方同士の交流会、病気についての理解を深める学習会等を実施しています。

○就労相談：ハローワークの難病患者就職サポーターと連携して、就労相談に応じています。

実施機関名	住所	電話・FAX	開所時間
こうち難病相談支援センター	高知市新本町1丁目14-6 1階	TEL:088-855-6258 FAX:088-855-6257	月曜日～土曜日 9:00～17:45 【相談受付時間】9:30～17:15

問い合わせ先

こうち難病相談支援センター

TEL:088-855-6258

メールアドレス:info@kochi-nanbyoshien.com



※福祉保健所でも難病

に関する相談に応じています。

（9ページ参照）

7 医療について

(7) 特定疾患治療研究事業

県内にお住まい（住民票のある方）で、厚生労働省が指定した対象疾患に認定されている方のその疾患に対する医療費（各医療保険の患者負担分）及び介護保険の医療系サービスについて公費で負担します。

●対象者

県内に住所を有する方で、以下の対象疾患に罹患しており、疾病ごとの認定基準を満たす方。

対象疾患 1 スモン

2 プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る）

●自己負担額

医療費の自己負担はありません。

●申請手続き

福祉保健所又は、高知県庁で申請手続きを行ってください。

申請には、申請書・臨床調査個人票・世帯全員の住民票・医療保険証の写し・高額療養費照会用同意書が必要です。

(8) 小児慢性特定疾病医療費の支給

平成27年1月1日に小児慢性特定疾病児童に対する医療費助成等について法律で定める「児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病（疾病ごとに認定基準あり）にかかり、認定基準を満たした方を対象に医療費を公費で負担します。

●対象者

対象疾病にかかっており、認定基準（疾病の状態の程度）に該当する方。

18歳未満（18歳時点で交付を受けている方は20歳の前日まで）の方。

高知県に住民票のある方（高知市に住民票がある方は高知市子育て給付課が申請先（窓口）になります）。

※対象疾病は、小児慢性特定疾病情報センターのホームページでご確認ください。

<http://www.shouman.jp/disease/>

●対象となる医療費

受給者証に記載されている疾病にかかるもののみ医療費助成が受けられます。

※受給者証を使用できるのは児童福祉法に基づき医療機関が所在する都道府県、指定都市、中核市が指定している病院・診療所、保険薬局、訪問看護事業者です。

◆指定医療機関は、医療機関の所在する都道府県等のホームページでご確認ください。

●自己負担額

保険診療の自己負担が3割の方は自己負担が2割になります（自己負担が2割以下の方はそのままの自己負担となります）。

さらに、受給者証に記載している月ごとの自己負担上限額を超えた額が助成されます。

入院時の食費は、2分の1が助成されます（小児慢性特定疾患医療受給者証から更新となった方は、経過措置期間中の3年間（平成29年12月末まで）は食費の全額が助成されます）。

●申請手続き

福祉保健所（高知市の方は高知市子育て給付課）で申請手続きを行ってください。

申請には、申請書・医療意見書・医療意見書の研究利用同意書・高額療養費照会用同意書・世帯全員の住民票・世帯調書・医療保険証（健康保険証）の写し・「所得世帯」の市町村民税額等を確認できる書類・マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類が必要です。その他、該当する方のみ提出いただく書類もありますが、詳しくは健康対策課のホームページをご覧ください。

問い合わせ先

高知県健康対策課
TEL : 088-823-9678

福祉保健所
(9ページ参照)

高知県健康対策課
TEL : 088-823-9678

福祉保健所
(9ページ参照)

※高知市にお住まいの人は高知市子育て給付課
TEL : 088-823-9447

7 医療について

●小児慢性特定疾病児童等自立支援員による相談支援

小児慢性特定疾病児童等自立支援員が小児慢性特定疾病児童とその保護者からの相談に応じます。

○相談事業、ピアカウンセリング

自立支援員やピアカウンセラーが、電話や面談、メールによる各種相談に応じます。出張相談や家庭訪問も、必要に応じて行います。

○自立に向けた計画作成・フォローアップ

成人後に自立した生活が送れるよう、お子様の健康や教育等の状態に合わせて、関係する機関(病院・学校など)と連絡調整し、自立に向けた計画の作成などによる支援を行います。

○交流会や学習会の開催

【相談受付時間】 月曜日～土曜日 9:30～17:15 (日曜日、祝日、年末年始を除く)

(9) 重度心身障害児・者の歯科診療

障害のある人の歯科診療を行っています。歯についての日常的な健康相談、そしゃくや発音などの機能回復に関するご相談にも応じています。

※予約制(電話予約可)

実施機関名	住 所	電話番号	診 療 日 時
高知県歯科医師会 歯科保健センター	高知市丸ノ内1丁目7-45 総合あんしんセンター1F	088-824-7862 (歯科保健センター)	毎週土曜日 10:00～12:00 13:00～16:00 7月・8月 隔週木曜日 13:00～16:00 (年末年始、祝日を除く)
高知県歯科医師会 歯科保健センター 幡多分室	宿毛市平田町中山867 幡多希望の家内		毎月1回(隔月2回) 日曜日(不定期) 9:30～12:00 13:20～15:00

問い合わせ先

※県内(高知市以外)にお住まいの人は県自立支援員
TEL:088-855-6258
メールアドレス: info@kochi-nanbyoshien.com
(こうち難病相談支援センター内 49ページ参照)

※高知市にお住まいの人は高知市自立支援員
TEL:088-856-5151
【相談受付時間】
月・水・金・第1土曜日
9:00～17:45
(第2月曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
(高知県難病団体連絡協議会事務所内)

高知県歯科医師会
TEL:088-824-3400

7 医療について

～長期高額疾病の自己負担限度額（医療保険・後期高齢者医療）について～

長期にわたり継続して著しく高額な治療費が必要になる下記の特定疾病（長期高額疾病）については、高額療養費の自己負担限度額が10,000円になります。

（70歳未満の上位所得者とその被扶養者の人工透析に係る診療については、自己負担限度額が20,000円になります。）

<対象疾病>

- ・人工腎臓を実施している慢性腎不全
- ・血友病（血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第八因子障害または、先天性血液凝固第九因子障害に限る）
- ・抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る）

<制度の利用方法>

- ① 各保険者に申請し、特定疾病療養受療証の交付を受けてください。
- ② 病院や薬局等の医療機関を利用する際に、被保険者証と特定疾病療養受療証を窓口で提示してください。

自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の利用者負担額について

自己負担額は、原則として医療費の1割負担となりますが、世帯の所得水準等に応じて一月当たりの負担上限額が設けられています。入院時の食事療養費及び生活療養費（いずれも標準負担額相当）については、原則自己負担となります。

一月当たりの負担上限額（H28.4.1現在）

生活保護世帯	市町村民税非課税世帯		市町村民税課税世帯		
	本人の年収が80万円以下の場合	本人の年収が80万円を超える場合	市町村民税所得割が33,000円未満の場合	市町村民税所得割が33,000円以上235,000円未満の場合	市町村民税所得割が235,000円以上の場合
0円	2,500円	5,000円	医療保険の自己負担限度額		対象外
			育成医療の場合（H30.3.31まで）		
			5,000円	10,000円	
			「重度かつ継続」に該当する場合（※）		
			5,000円	10,000円	20,000円（H30.3.31まで）

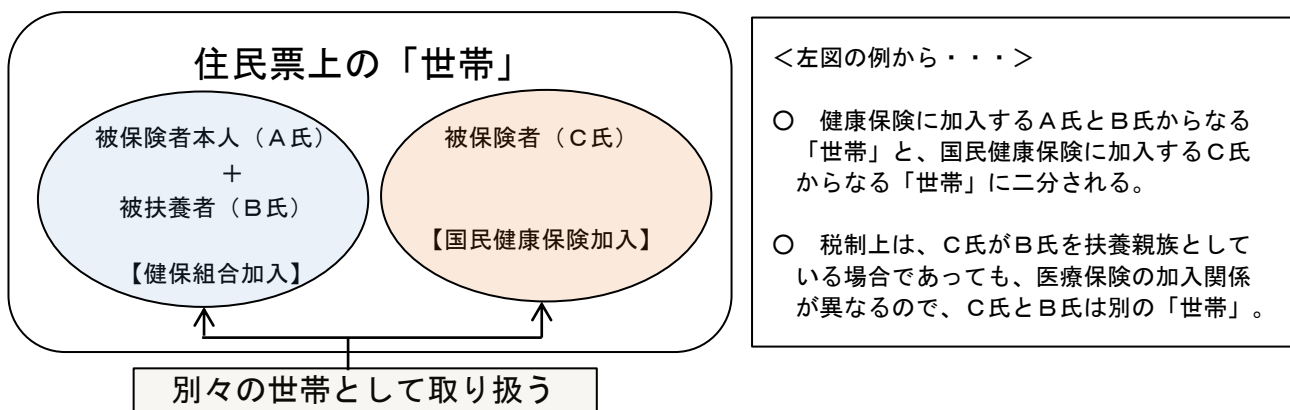
※平成22年度税制改正における年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止に伴う利用者負担額への影響については、できるだけ影響が生じないような対応がなされます。

（※）「重度かつ継続」の該当者

種類	内容
精神通院医療	統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）、情動及び行動の障害、不安及び不穏状態で、精神医療に一定の経験を有する医師が継続的な通院医療が必要と判断した人
更生・育成医療	腎臓機能障害・小腸機能障害・免疫機能障害・肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）
精神通院・更生・育成医療	医療保険の多数該当の人（直近の1年間の高額療養費の支給が3回以上ある人）

負担上限額を判断するときの世帯の考え方

- ・「世帯」の単位については、同じ医療保険に加入している人になります。
- ・医療保険の加入関係が異なる場合には、税制における取扱いに関係なく、別の「世帯」として取り扱います。



指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）（平成28年6月1日現在）

医療機関の名称	所在地	電話番号	医療の種類	育成	更生
高知高須病院室戸クリニック	室戸市室津1番地	0887-24-2511	じん臓	○	○
田野病院	安芸郡田野町1414-1	0887-38-7111	中枢神経	○	○
高知県立あき総合病院	安芸市宝永町3-33	0887-34-3111	じん臓	○	○
			心臓脈管外科	○	○
高知高須病院附属安芸診療所	安芸市港町2-635	0887-34-3848	じん臓	○	○
野市中央病院	香南市野市町東野555-18	0887-55-1101	じん臓	○	○
もえぎクリニック	香南市赤岡町2066-3	0887-57-3050	じん臓	○	○
高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮185-1	088-866-5811	じん臓	○	○
			心臓脈管外科	○	○
			整形外科	○	○
			脳神経外科	○	○
			眼科	○	○
			耳鼻咽喉科	○	○
			免疫	○	○
			口腔	○	○
			形成外科	○	○
			歯科矯正	○	○
肝臓移植	○	○			
北村病院	南国市東崎1336-3	088-864-2101	じん臓		○
JA高知病院	南国市明見字中野526-1	088-863-2181	じん臓	○	○
アズマ耳鼻咽喉科・アレルギー科	高知市上町2-2-16	088-825-0707	耳鼻咽喉科	○	○
いずみの病院	高知市薊野北町2-10-53	088-826-5511	じん臓	○	○
			整形外科	○	○
			心臓脈管外科	○	○
えびす歯科・矯正歯科クリニック	高知市西秦泉寺83番地1	088-871-4618	歯科矯正	○	○
岡村病院	高知市入明町1-5	088-822-5155	心臓脈管外科		○
おかざき矯正歯科クリニック	高知市栄田町3-8-7 OSビル2F	088-824-6111	歯科矯正	○	○
おかだ歯科クリニック	高知市新本町2-19-2	088-875-5181	歯科矯正	○	○
快聖クリニック	高知市鴨部1085-1	088-850-0038	じん臓	○	○
かねこ矯正歯科	高知市九反田8-17	088-854-8540	歯科矯正	○	○
きたむら心臓血管外科・内科	高知市薊野南町28-45	088-845-6711	心臓脈管外科	○	○
毛山病院	高知市知寄町1-2-2	088-883-0515	形成外科	○	○
高知西病院	高知市神田317-12	088-843-1501	じん臓		○
高知県立療育福祉センター	高知市若草町10-5	088-844-1921	整形外科	○	○
			耳鼻咽喉科	○	○
高知県・高知市病院企業団立 高知医療センター	高知市池2125-1	088-837-3000	心臓脈管外科	○	○
			眼科	○	○
			歯科口腔外科	○	○
			じん臓	○	○
			免疫	○	○
			腎移植	○	○
			形成外科	○	○
高知整形・脳外科病院	高知市上町4-7-20	088-822-1285	整形外科	○	○

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）（平成28年6月1日現在）

医療機関の名称	所在地	電話番号	医療の種類	育成	更生
高知赤十字病院	高知市新本町2-13-51	088-822-1201	整形外科	○	○
			じん臓	○	○
			心臓脈管外科	○	○
			小腸	○	○
			耳鼻咽喉科	○	○
高知高須病院	高知市大津乙2705-1	088-878-3377	じん臓		○
国立病院機構 高知病院	高知市朝倉西町1-2-25	088-844-3111	じん臓	○	○
			整形外科	○	○
島津病院	高知市比島町4-6-22	088-823-2285	じん臓	○	○
島津クリニック比島	高知市比島町2-10-31	088-826-6230	じん臓	○	○
たかはし矯正歯科	高知市追手筋2-5-11 キャッスルガーデンハイツ2F	088-823-8841	歯科矯正	○	○
竹下病院	高知市本町2-4-3	088-822-2371	じん臓	○	○
たにもと歯科・矯正歯科	高知市朝倉東町30-17 アバンビレッジⅢ1F	088-844-1181	歯科矯正	○	○
近森病院	高知市大川筋1-1-16	088-822-5231	じん臓	○	○
			心臓脈管外科	○	○
			形成外科	○	○
函南病院	高知市知寄町1-5-15	088-882-3126	整形外科		○
畠中クリニック	高知市追手筋1-9-22	088-822-6105	整形外科	○	○
原脳神経外科	高知市中水道8-1	088-824-8181	脳神経外科	○	○
ひろせ矯正歯科	高知市堺町2-26	088-875-2212	歯科矯正	○	○
福田心臓・消化器内科	高知市東秦泉寺67-1	088-822-1122	心臓脈管外科		○
藤田クリニック	高知市旭町2-23-35	088-820-6001	じん臓		○
フレッククリニック	高知市高須新町4-3-20	088-885-5800	整形外科	○	○
細木病院	高知市大膳町37	088-822-7211	整形外科	○	○
山崎内科泌尿器科	高知市朝倉横町10-45	088-844-3688	じん臓	○	○
土佐市立土佐市民病院	土佐市高岡町甲1867	088-852-2151	心臓脈管外科		○
			じん臓		○
森木病院	吾川郡いの町3674	088-893-0014	じん臓	○	○
佐川町立高北国民健康保険病院	高岡郡佐川町甲1687	0889-22-1166	じん臓	○	○
高陵病院	須崎市横町1-28	0889-42-2485	整形外科		○
島津クリニック	須崎市西古市町3-15	0889-43-0003	じん臓		○
くぼかわ病院	高岡郡四万十町見付902-1	0880-22-1111	じん臓		○
四万十市立市民病院	四万十市中村東町1-1-27	0880-34-2126	じん臓		○
幡多病院	四万十市右山天神町10-12	0880-34-6211	じん臓		○
川村内科クリニック	宿毛市平田町戸内1256	0880-66-2911	じん臓		○
高知県立幡多けんみん病院	宿毛市山奈町芳奈3-1	0880-66-2222	整形外科	○	○
			じん臓	○	○
			心臓脈管外科	○	○
			肝臓移植	○	○
渭南病院	土佐清水市越前町6-1	0880-82-1151	じん臓		○
松谷内科	土佐清水市栄町2-22	0880-82-1377	じん臓		○

指定自立支援医療機関（精神通院医療）（平成28年6月1日現在）

医療機関の名称	所在地	電話番号
国吉病院	高知市上町1丁目3-4	088-875-0231
近森病院	高知市大川筋1丁目1番16号	088-822-5231
愛幸病院	高知市入明町14番2号	088-822-2739
高知赤十字病院	高知市新本町2丁目13番51号	088-822-1201
土佐病院	高知市新本町2-10-24	088-822-3357
高知記念病院	高知市城見町4-13	088-883-4377
海辺の杜ホスピタル	高知市長浜251	088-841-2288
谷病院	高知市吸江120番地	088-882-4748
高知鏡川病院	高知市城山町270	088-833-4328
川村病院	高知市上町5丁目6番20号	088-823-7433
上町病院	高知市上町1丁目7番34号	088-823-3271
見元回生病院	高知市本町2丁目4番28号	088-875-7227
新松田会 愛宕病院	高知市愛宕町1丁目1番13号	088-823-3301
細木病院	高知市大膳町37番地	088-822-7211
三愛病院	高知市一宮西町1-7-25	088-845-5291
福井小児科・内科・循環器科	高知市愛宕町3丁目12-3	088-824-6556
医療法人 矢野小児科診療所	高知市上町2丁目1-26	088-875-0178
内田脳神経外科	高知市塚ノ原37	088-843-1002
藤戸病院	高知市上町1丁目4-24	088-822-3440
青木脳神経外科・形成外科	高知市高須新町1丁目6-26	088-885-3600
高知脳神経外科病院	高知市朝倉戊767	088-840-3535
長尾神経クリニック	高知市棧橋通3丁目1-15	088-834-0002
細木ユニティ病院	高知市西町100	088-802-3366
下司病院	高知市本町3丁目5番13号	088-823-3257
医療法人島本慈愛会 島本病院	高知市帯屋町2丁目6-3	088-873-6131
さなだクリニック	高知市南はりまや町1丁目17番27号 はりまや館101	088-856-5522
山下脳神経外科	高知市南元町3-13	088-825-2060
もみのき病院	高知市塚ノ原6番地1	088-840-2222
三宮心療クリニック	高知市愛宕町3丁目11-27	088-824-3184
秋沢内科	高知市東雲町8番47号	088-882-3770
メディカルカウンセリングルーム いとうクリニック	高知市追手筋2丁目7番8号 レジデンス大手前A503	088-820-7211
吉村神経内科リハビリクリニック	高知市百石町2丁目2番1号	088-832-6431
梅ノ辻クリニック	高知市梅ノ辻8番7号	088-833-4580
いずみの病院	高知市薊野北町2丁目10番53号	088-826-5511
葉の花診療所	高知市追手筋1丁目9-22	088-825-1622
はまだ小児科	高知市棧橋通1丁目13-6	088-805-0855
原脳神経外科	高知市中水道8-1	088-824-8181
小谷放射線科・内科	高知市吉田町2-8	088-873-6111
高知ハーモニー・ホスピタル	高知市南金田5番18号	088-883-4785
クリニックひろと	高知市長浜4823	088-841-2327

指定自立支援医療機関（精神通院医療）（平成28年6月1日現在）

医療機関の名称	所在地	電話番号
しまさきクリニック	高知市一宮東町5丁目5-13	088-846-6100
ながの内科クリニック	高知市新田町14番31号	088-837-1233
高知医療センター	高知市池2125番地1	088-837-3000
こどもクリニック ケロちゃん	高知市鶴来巢11-38-10	088-850-0415
医療法人マウナケアここからクリニック	高知市鶴来巢11番38-10号 あさくらメディカルビル3F	088-850-7877
棧橋みどりクリニック	高知市百石町2丁目8-8	088-878-9310
前田診療所	高知市高須3丁目2-43-14	088-821-4662
はるの森澤クリニック	高知市春野町東諸木3163	088-841-0188
はりまやばし診療所	高知市はりまや町1丁目7-7 川村ビル2F	088-884-6767
高知県立療育福祉センター	高知市若草町10番5号	088-844-1921
片岡小児科	高知市西秦泉寺381-6 ハイツかおる1F	088-826-2811
らくだクリニック	高知市南元町30番地	088-855-5770
新本町クリニック	高知市新本町1丁目1-21 たけまさビル3F	088-824-2220
くすのせクリニック	高知市福井町811-1	088-872-2121
独立行政法人国立病院機構高知病院	高知市朝倉西町1丁目2番25号	088-844-3111
朝倉病院	高知市朝倉丙1653-12	088-844-2701
リハビリテーション病院すこやかな杜	高知市春野町芳原字北東原1316番地1	088-837-2345
だいいちリハビリテーション病院	高知市九反田2番14号	088-882-0811
やまもと病院	室戸市羽根町乙1392	0887-26-1810
高知県立あき総合病院	安芸市宝永町3-33	0887-34-3111
尾木医院	安芸市本町3丁目10-30	0887-34-3155
つつい脳神経外科	安芸市本町2丁目2番1号	0887-34-0221
南国病院	南国市大堀甲1479-3	088-864-3137
高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮185-1	088-866-5811
岡豊病院	南国市岡豊町小蓮689の1	088-866-2345
土佐希望の家	南国市小籠107番地	088-863-2131
山本循環器内科・眼科	南国市駅前町3丁目1-41	088-864-2575
J A 高知病院	南国市明見字中野526-1	088-863-2181
南国中央病院	南国市後免町3丁目1-27	088-864-0001
脳外科・内科高知東クリニック	南国市篠原161番地4	088-821-6600
土佐市立土佐市民病院	土佐市高岡町甲1867	088-852-2151
一陽病院	須崎市赤崎町9番3号	0889-42-1798
須崎くろしお病院	須崎市緑町4番30号	0889-43-2121
もりはた小児科	須崎市緑町90番地	0889-43-2211
渡川病院	四万十市具同字上永田2278-1	0880-37-2220
中村病院	四万十市中村小姓町75	0880-34-3177
木俵病院	四万十市中村一条通3-3-25	0880-34-1211
まあるいこころクリニック	四万十市具同6775-1	0880-31-1556
四万十市立市民病院	四万十市中村東町1丁目1番27号	0880-34-2126

指定自立支援医療機関（精神通院医療）（平成28年6月1日現在）

医療機関の名称	所在地	電話番号
大野内科	四万十市渡川1丁目1番3号	0880-37-5281
渭南病院	土佐清水市越前町6番1号	0880-82-1151
松谷病院	土佐清水市天神町14番18号	0880-82-0001
聖ヶ丘病院	宿毛市押ノ川1196番地	0880-63-2146
宿毛市立沖の島へき地診療所	宿毛市沖の島町母島1005	0880-69-1330
宿毛市立沖の島へき地診療所弘瀬出張所	宿毛市沖の島町弘瀬344	0880-69-1331
幡多希望の家	宿毛市平田町中山867	0880-66-2212
田村内科クリニック	宿毛市宿毛字鷺洲5361-7	0880-63-1668
高知県立幡多けんみん病院	宿毛市山奈町芳奈3番地1	0880-66-2222
野市中央病院	香南市野市町東野555-18	0887-55-1101
同仁病院	香美市土佐山田町百石町2丁目5-20	0887-53-3155
芸西病院	安芸郡芸西村和食甲4268	0887-33-3833
田野病院	安芸郡田野町1414-1	0887-38-7111
野根診療所	安芸郡東洋町大字野根丙1411-1	0887-28-1388
寿美医院	安芸郡東洋町甲浦542	0887-29-2824
本山町立国保嶺北中央病院	長岡郡本山町本山620番地	0887-76-2450
大川村国保小松診療所	土佐郡大川村小松78-5	0887-84-2335
早明浦病院	土佐郡土佐田井1372番地	0887-82-0456
関田病院	吾川郡いの町3864番地1	088-893-0047
安部病院	吾川郡仁淀川町岩丸102番地	0889-34-2011
天王診療所	吾川郡いの町天王北3丁目4番地1	088-891-6678
石川記念病院	吾川郡いの町波川77番地	088-892-0641
とんぼクリニック	吾川郡いの町205番地	088-879-0222
清和病院	高岡郡佐川町乙1777	0889-22-0300
梶原町立松原診療所	高岡郡梶原町松原578番地	0889-66-0031
梶原町立国民健康保険梶原病院	高岡郡梶原町川西路2320-1番地	0889-65-1151
大西病院	高岡郡四万十町古市町6番12号	0880-22-1191
くぼかわ病院	高岡郡四万十町見付902-1	0880-22-1111
石川ヘルスクリニック	高岡郡四万十町榊山町7-23	0880-22-0002
四万十町国民健康保険大正診療所	高岡郡四万十町大正459-1	0880-27-0210
大月町国民健康保険大月病院	幡多郡大月町銚土603番地	0880-73-1300
医療法人祥星会佐賀診療所	幡多郡黒潮町佐賀746番地1	0880-55-2037